

事 務 連 絡  
平成30年3月6日

各社会福祉施設・事業所の長 様

福井県健康福祉部長寿福祉課長  
(公印省略)

水害および土砂災害に関する避難確保計画の作成について

平素は、本県の福祉行政に多大なご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
見出しのことについて、別紙のとおり県砂防防災課より災害対策に関する通知がありましたのでお知らせします。

詳細につきましては、別添の通知を参照ください。

【担当】

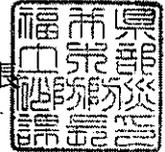
長寿福祉課 施設サービスG 長谷川  
TEL : 0776-20-0333  
FAX : 0776-20-0642  
E-MAIL : hokaisei@pref.fukui.lg.jp



砂防第111号  
平成30年3月5日

要配慮者利用施設管理者または所有者様

福井県土木部砂防防災課長



水害および土砂災害に関する避難確保計画の作成について

標記について、水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号。）の施行により水防法および土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）が改正され、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務化されました。

つきましては、別紙を参考に避難確保計画を作成し、市町長に報告していただきますよう、よろしくお願いいたします。

《送付資料》

- ・水防法・土砂災害防止法の改正に関するパンフレット
- ・要配慮者利用施設管理者向け自己チェックリスト（土砂災害のみ）
- ・（参考）水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル

担当

福井県土木部砂防防災課

【水害】 防災G 吉川、松村

TEL:0776-20-0482

【土砂災害】 砂防・海岸計画G 小島、安實、塚本

TEL:0776-20-0494

FAX:0776-20-0676(共通)

MAIL:sabo@pref.fukui.lg.jp(共通)

## ＜避難確保計画の作成について＞

## ●共通事項

- ・作成した避難確保計画は、市町長への報告が義務付けられていますので、市町の防災部局（※1）に提出し、チェックを受けてください。  
（※1 市町によっては、窓口が異なる場合があります）

## ●水害（洪水浸水想定区域内）について

- ・避難確保計画を作成する上で必要となる情報として、「計画作成の（ひな形）」および「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」、「計画作成の手引き別冊」が下記、ホームページ（以下、「HP」という。）に掲載されていますので参考にしてください。

国土交通省 HP： 「要配慮者利用施設の浸水対策」で検索

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

各市町洪水ハザードマップ HP： 「洪水ハザードマップ ○○市町」で検索

## ●土砂災害（土砂災害警戒区域内）について

- ・避難確保計画を作成する上で必要となる情報として、福井県版「土砂災害避難確保計画」（ひな形）および「同手引き」を作成しました。下記、ホームページ（以下、「HP」という。）に掲載していますので参考にしてください。
- ・また、学校施設向けに福井県版「土砂災害に関する避難確保計画（ひな形）（学校 ver.）」（※2）を作成しましたので、福井県HPよりダウンロードし「学校の危機管理マニュアル作成の手引」と併せてご利用ください。
- ・要配慮者利用施設管理者向け自己チェックリストもHPに掲載していますので、自己点検の際にご利用ください。既存の非常災害対策計画等を利用して作成する方も、チェックして不足する情報がありましたら、県または国作成の避難確保計画作成の手引きを参考に追加し作成してください。

（※2 福井県版「土砂災害に関する避難確保計画」とは、既存計画「土砂災害避難マニュアル」を作成している要配慮者利用施設向けや新たに避難確保計画を作成する施設を対象に作成しています。近年、避難情報の名称が変わっていたり、義務化となった防災訓練の内容を補足したりしていますので、既存計画の見直しを兼ねて更新をお願いします。）

福井県砂防防災課 HP： 「福井県 避難確保計画」で検索

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/hinantebiki.html>

国土交通省 HP： 「国土交通省 土砂 避難確保計画」で検索

[http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01\\_fr\\_0000i2.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_0000i2.html)

●その他

作成にあたり不明な点等ありましたら、市町防災部局、民政部局の主管課または県砂防防災課にお問い合わせください。関係機関で情報を共有し、担当する部署から回答させていただきます。

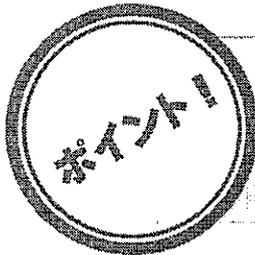
(参考)「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」は、提出された避難確保計画を行政側がチェックする際に使用するものです。参考にご一読ください。

# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

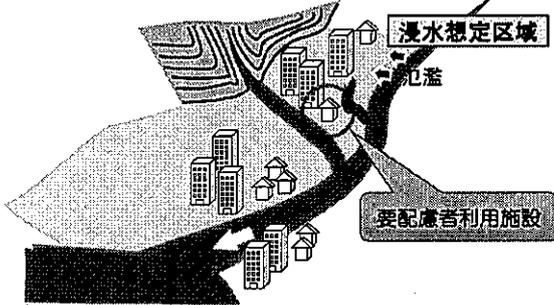
※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。



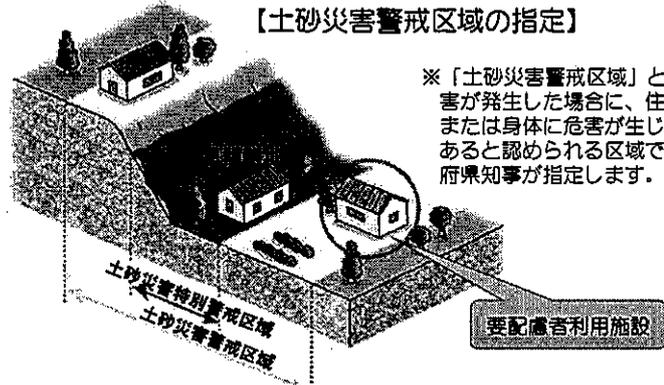
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が義務となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

## 要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設  
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

### （社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保嬰施設

- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

### （学校）

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

### （医療施設）

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

# 1

## 避難確保計画の作成

※国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保**を図るために必要な次の事項を定めた計画です。
  - 防災体制
  - 避難誘導
  - 施設の整備
  - 防災教育及び訓練の実施
  - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
  - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成いただくことが重要**です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

## 2

### 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

> 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。  
> 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

## 3

### 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々**が避難訓練に参加することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。

避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です！



### 問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること  
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

# チェックリスト

チェックリストは、要配慮者利用施設管理者が避難確保計画策定時の自己チェックに活用できるものとして作成しています

## 【チェックリスト】

### 【1】土砂災害のリスクを確認しましょう

- 1 土砂災害のおそれのある範囲に施設が該当しているかを確認しましたか。
  - 市町村が作成している土砂災害ハザードマップにより確認
  - 都道府県が指定している土砂災害警戒区域により確認
  - 都道府県が公表している土砂災害に関する基礎調査の結果により確認
  - 都道府県が公表している土砂災害危険箇所により確認※土砂災害ハザードマップが作成途中の場合もあるため、資料が無い場合は上から順番に確認し、土砂災害発生の危険を確認することが重要です。
  
- 2 土砂災害のおそれのある範囲に施設が該当しているかを確認した結果、土砂災害のおそれのある範囲に施設が該当していましたか。
  - 該当していた・・・土砂災害に関する避難確保計画作成に進みます
  - 該当していなかった・・・土砂災害以外の水害等に関する避難確保計画の必要性を確認してください

《以下は、土砂災害のおそれのある範囲に施設が該当していた場合、避難確保計画を作成する前に確認しておきましょう》

- 1 施設所在地で発生する恐れのある土砂災害
  - 土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜、地すべり）指定状況を確認
  
- 2 ハザードマップによる施設周辺のリスク確認
  - ハザードマップ（土砂災害、水害、津波等）により施設周辺のリスクを確認（土砂災害以外も確認し、避難経路の確認に活かす）
  
- 3 避難場所を確認しましたか。
  - 市町村が指定している「指定緊急避難場所」を確認
  - 大雨等により「指定緊急避難場所」への立ち退き避難が困難な場合のため、「緊急的な待避場所」を確認
  - 立ち退き避難が危険な場合、「屋内における安全確保」の施設内のスペースを確認
  
- 4 土砂災害の避難に関する情報を確認しましたか。
  - 行政から発令される避難情報の種類と意味を確認
  - 気象情報、気象注意報・警報・特別警報等の種類と意味を確認
  - 雨量に関する情報の種類と意味を確認
  - 土砂災害に関する情報の種類と意味を確認

## 【2】避難確保計画の作成内容を確認しましょう

### 1 目的

### 2 防災体制に関する事項

#### (1) 職員の役割分担

- 職員の配置、役割分担が記載されていますか。(誰が何をするか明確に)
- 施設職員の参集基準を記載されていますか。  
(連絡がとれない場合でも、施設職員が自発的に参集できるよう基準を明確にすることが必要です)
- 施設関係者の連絡網を記載されていますか。
- 関係機関緊急連絡先一覧表を記載されていますか。

#### (2) 事前対策

- 事前対策として、土砂災害が発生するおそれがある場合等、夜間当直職員の増員やデイサービスの運営(中止など)について記載されていますか。

#### (3) 情報収集及び伝達

- 情報収集の主な情報(土砂災害警戒情報、避難準備・高齢者避難開始に関する情報等)の収集方法を記載されていますか。
- 情報伝達の内容、連絡先、伝達方法等について記載されていますか。

### 3 避難誘導に関する事項

#### (1) 避難誘導等

- 土砂災害の指定緊急避難場所及び避難場所を確認し、記載されていますか。  
(市町村指定の土砂災害に対する安全が確保される避難場所です)
- (必要に応じて)指定緊急避難場所への移動が困難な場合の近隣の待避所を記載されていますか。
- 立ち退き避難が危険な場合の施設内避難の場所を記載されていますか。  
(施設内の上層階で、山からできるだけ離れた部屋等)

#### (2) 避難の判断

- 市役所等からの情報に基づく判断(基準)について記載し、避難開始基準を記載されていますか。
- 自主避難の判断基準(土砂災害の恐れのある前兆現象等)について記載されていますか。

#### (3) 避難方法

- 避難方法について、指定緊急避難場所、施設内避難について記載されていますか。
- 避難経路について、指定緊急避難場所、施設内避難について記載されていますか。
- 施設周辺の点検について記載されていますか。
- 避難経路の危険箇所等記載されていますか。
- 避難開始の伝達方法、伝達の内容及び伝達先について記載されていますか。

4 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

- 避難の確保を図るための施設の整備について、平常時からの対策を記載されていますか。
- 必要な備蓄資器材を記載されていますか。

5 防災教育及び訓練の実施に関する事項

- 防災教育の実施、開催時期などについて記載されていますか。
- 防災訓練の実施、開催時期などについて記載されていますか。

【3】その他

1 避難確保計画の周知

- 市町村へ避難確保計画を報告しましたか。
- 関係機関に避難確保計画の周知をしましたか。
- 避難確保計画を施設館内の見やすいところに掲示しましたか。

水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における  
避難計画点検マニュアル

平成29年6月

厚 生 労 働 省  
国 土 交 通 省

## 避難計画チェックリスト

チェック 対象施設名		チェック 担当者名	
---------------	--	--------------	--

計画の項目	チェック項目	チェック欄
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達 <small>(水防法施行規則 16 条一) 洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 一) 土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項</small>	施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の 情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する 体制が定められているか	
	避難準備・高齢者等避難開始の発令の段階で要配慮者の避難 誘導を行う体制となっているか	
	避難準備・高齢者等避難開始等の発令が無い場合でも避難 の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されているか	
(イ) 避難誘導 <small>(水防法施行規則 16 条二) 洪水時の避難の誘導に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 二) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項</small>	避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか	
	避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に 設定されているか	
	必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されている か	
(ウ) 施設整備 <small>(水防法施行規則 16 条三) 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項</small>	洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手する ための設備が記載されているか	
	夜間に避難を行うことが想定される場合、そのために必要 な設備が記載されているか	
	屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な 物資が確保されているか	
(エ) 教育・訓練 <small>(水防法施行規則 16 条四) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 四) 土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項</small>	適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか	
(オ) 自衛水防組織 (設置した場合のみ) <small>(水防法施行規則 16 条五) 自衛水防組織の業務に関する事項</small>	自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定 され、計画に記載されているか	

## 本マニュアルについて

### ○マニュアルの構成

・ 本マニュアルについて	2
・ マニュアルの構成	
・ マニュアルの目的	
・ マニュアルの使い方	
・ 点検前に対応しておくべき事項	
・ 点検体制、項目と着眼点	6
・ 点検にあたって把握しておくべき事項	
・ 点検体制	
・ 点検項目と着眼点	
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達	
(イ) 避難誘導	
(ウ) 施設整備	
(エ) 教育・訓練	
(オ) 自衛水防組織	
・ (参考)	14
・ 水防法上の義務等について	
・ 土砂災害防止法上の義務等について	
・ 「避難確保計画」に記載が求められる事項について	

### ○マニュアルの目的

要配慮者利用施設<sup>1</sup>は、介護保険法等の事業法<sup>2</sup>や関連する通知等により、非常災害に関する具体的な計画（以下、「非常災害対策計画」とする）の作成が求められるとともに、水防法又は土砂災害防止法に基づき市町村地域防災計画に記載された施設では、水害や土砂災害に対応した避難に係る計画（以下、「避難確保計画」とする）の作成が義務づけられます。

本点検マニュアルは、水防法又は土砂災害防止法に基づき地域防災計画に記載された各要配慮者利用施設の作成する非常災害対策計画において、その記載内容が避難確保計画として水防法又は土砂災害防止法上の規定を満たし、当該施設において要配慮者を確実に避難させられるよう、施設を所管する地方公共団体が、各要配慮者利用施設が計画を提出した際や、その他定期監査時等においてその内容を確認する際の着眼点をまとめたものです。

なお、内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」（平成 29 年 1 月）において、避難準

<sup>1</sup> 水防法及び土砂災害防止法では、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する施設のこととしている。

<sup>2</sup> このほか、老人福祉法、障害者総合支援法、生活保護法、児童福祉法、母子保健法、売春防止法が該当する。

備・高齢者等避難開始が避難のための情報として新たに位置づけられたところであり、この情報が適切に計画に反映されているか、既存の作成済みの避難計画も改めて点検が必要です。

## ○マニュアルの使い方

要配慮者利用施設の非常災害対策計画について、本マニュアル1ページ目に掲載したチェックリストの項目が全て満たされているか（自衛水防組織については設置されている場合のみ）確認します。確認における着眼点を4ページからの「点検項目と着眼点」に記載していますので、必要に応じ参照してください。

なお、本マニュアルに示す点検項目を、各施設において作成済みのその他の避難計画（消防計画など）に対して適用することにより、既存の計画を水防法又は土砂災害防止法上の避難確保計画として認定することも可能です。

## ○点検前に対応しておくべき事項

点検に先立って、各要配慮者利用施設が水防法又は土砂災害防止法に基づき地域防災計画に記載されているか、地域防災計画に記載する必要があるか、また地域防災計画に記載された施設について非常災害対策計画に水防法又は土砂災害防止法に基づく記載があるかについて、下記に留意のうえ確認しておくことが重要です。

### 【留意事項】

- ・ 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設について、リストの作成・管理
- ・ リストアップされた施設が、地域防災計画に記載されているか確認し、必要に応じ当該施設を地域防災計画に記載
- ・ 地域防災計画に記載された施設の非常災害対策計画の水防法又は土砂災害防止法に基づく記載の有無について確認し、未記載の場合は施設管理者にその旨を通知、作成意思のない場合は施設名等の公表

## ○点検にあたって把握しておくべき事項

要配慮者利用施設の作成した避難計画の点検にあたり、以下の情報について事前に確認しておくことが必要です。

### 【留意事項】

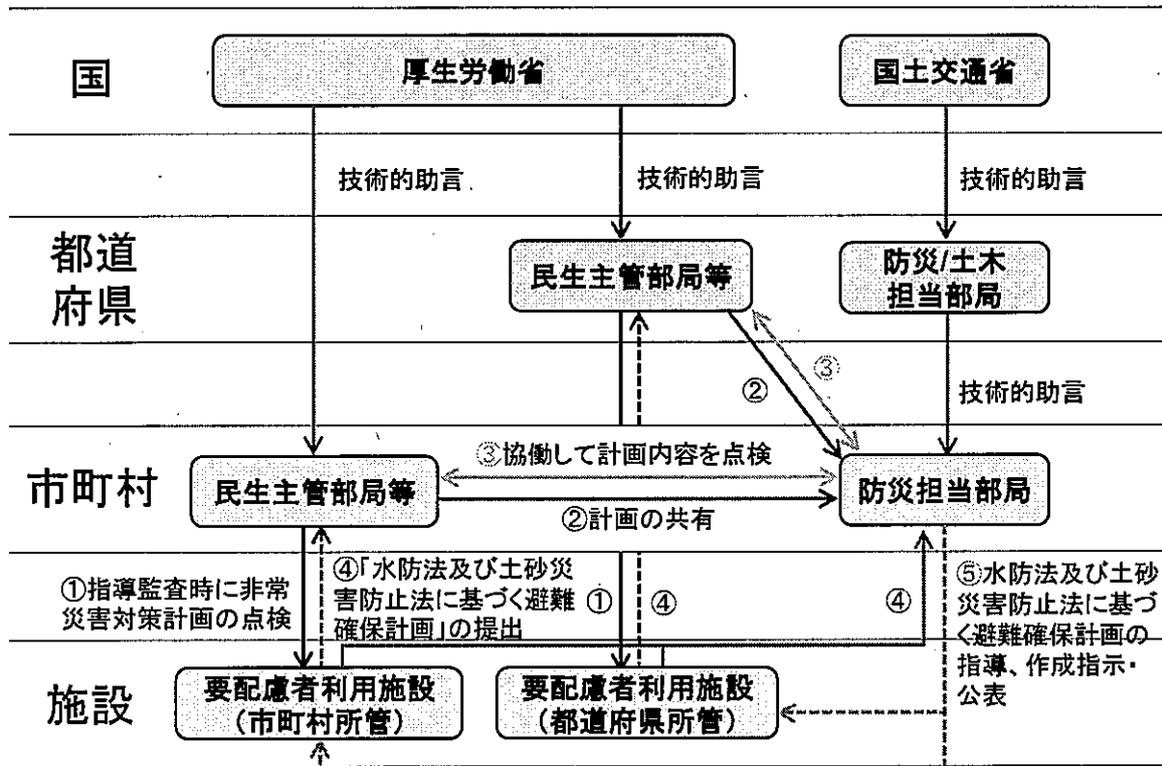
- ・ 要配慮者利用施設への洪水予報、土砂災害に関する情報等の配信方法（各市町村地域防災計画に規定された配信方法を確認）
- ・ 要配慮者利用施設に影響を与える河川名（国または都道府県が公表する洪水浸水想定区域図を確認）
- ・ 上記河川毎の要配慮者利用施設の所在地における想定浸水深（国または都道府県が公表する洪水浸水想定区域図を確認）

- ・ 上記河川毎の要配慮者利用施設の所在地に対応した基準水位観測所（当該河川を所管している国又は都道府県に確認）
- ・ 要配慮者利用施設が立地する土砂災害警戒区域（都道府県が公表する土砂災害警戒区域図を確認）
- ・ 要配慮者利用施設が避難場所として設定した地点の浸水や土砂災害の影響有無（国または都道府県が公表する洪水浸水想定区域図や土砂災害警戒区域図を確認）

## ○点検体制

非常災害対策計画の点検は、下記の手順により進めます。

- ① 要配慮者利用施設を所管する都道府県または市町村の担当部局（民生主管部局等）が事業法に基づく指導監査等の際に点検を行う
- ② 点検に当たっては、要配慮者利用施設の防災体制や防災情報の扱い方など、防災に関わる部分については市町村防災担当部局と連携しつつ行う
- ③ 点検の完了した非常災害対策計画を関係部門間で共有する
- ④ 非常災害対策計画が未提出の場合、また消防計画への追記等、別の形式で計画が作成されている場合は、これを提出する
- ⑤ 計画を未提出の施設に対して、水防法又は土砂災害防止法の規定に基づく指導、作成「指示」、未作成の施設の「公表」により、作成を促す



図：非常災害対策計画に係る点検体制

【参考】点検の際の役割分担の考え方

非常災害対策計画の点検に際しては、民生主管部局等が施設の運営等に関する事項について、防災担当部局が避難先等に関する事項について下記の例のように分担して点検する等により、効果的・効率的に進めてください。

計画に記載される事項	民生主管部局等	防災担当部局
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達	○ (施設内の体制)	○ (防災情報)
(イ) 避難誘導	○ (利用者の誘導方法)	○ (避難先、避難路)
(ウ) 施設整備	○	
(エ) 教育・訓練		○
(オ) 自衛水防組織	○ (組織)	○ (業務内容)

表：点検における役割分担の例

## 点検体制、項目と着眼点

### ○点検項目と着眼点

非常災害対策計画に水防法又は土砂災害防止法に基づく記載を行う場合、以下の（ア）～（エ）（自営水防組織を設置している施設に対しては（オ）も含まれる）についての記載が必要となります。

以下に、各項目について着眼点を記載しておりますので、1ページ目に掲載した「避難計画チェックリスト」により、各施設が作成した非常災害対策計画を確認し、修正等の指示の際などに活用してください。

#### （ア）防災体制、情報の収集・伝達

次の3つの項目に注意して内容を確認します。

##### 1. 施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか

###### 【着眼点】

- 施設の所在する地域を洪水浸水想定区域として持つ河川の洪水予報等<sup>3</sup>、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報について、①誰が、②どうやって、③何を収集するか明確に記載されているか
- 必要な情報を④誰に、⑤どうやって伝達するか、明確に記載されているか

###### 【補 足】

- ① 誰が収集するか
  - 施設利用者が滞在する時間帯に限らず、常時、必要な情報収集のための要員が設定されているか
- ② どうやって収集するか
  - 市町村から提供を受ける洪水予報、土砂災害に関する情報等の入手方法（例：ファックスによる受信、電子メールによる受信）が記載されているか
  - 避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））の入手方法（例：緊急速報メール）が記載されているか
- ③ 何を収集するか
  - 要配慮者利用施設を浸水想定区域内に持つ河川の洪水予報、土砂災害に関

<sup>3</sup> 洪水予報指定河川の場合は「洪水予報」、水位周知河川の場合は「水位到達情報」が河川管理者から市町村へ伝達され、これを市町村は関係する要配慮者利用施設に伝達している

する情報等を収集・伝達することが記載されているか

➤ 最低でも下表の情報が収集されることとなっているか

洪水予報または水位到達情報 <sup>4</sup>	〇〇川氾濫注意情報（※洪水予報のみ）
	〇〇川氾濫警戒情報（※洪水予報のみ）
	〇〇川氾濫危険情報
	〇〇川氾濫発生情報（※洪水予報のみ）
避難情報	避難準備・高齢者等避難開始
	避難勧告
	避難指示（緊急）

④ **誰に**伝達するか

- 洪水予報、土砂災害に関する情報等が防災体制の確立に係る権限者（施設の管理者等、自衛水防組織の統括管理者等）に伝達されるようになっているか
- 施設の管理者等による防災体制に係る判断内容が施設の関係者に共有されるようになっているか

⑤ **どうやって**伝達するか

- 施設の関係者についての連絡体制が整備され、連絡方法が関係者で共有されているか

## 2. 避難準備・高齢者等避難開始の発令の段階で要配慮者の避難誘導を行う体制となっているか

【着眼点】

- 避難準備・高齢者等避難開始の発令が、施設の防災体制（表）において①位置付けられ、その発令を受け②避難行動をとる体制となっているか

【補 足】

① **位置付け**られているか

- 避難準備・高齢者等避難開始が、要配慮者の避難開始のための防災体制確立の判断基準として明記されているか

② **避難行動をとる体制**となっているか

- 避難準備・高齢者等避難開始の発令を受け、要配慮者の避難誘導開始をするために必要な要素が記載されているか
  - ・ 要配慮者の避難誘導員が確保されているか、あるいは確保するための参集体制が敷かれているか

<sup>4</sup>水位周知河川における水位到達情報は、氾濫危険情報のみが法定伝達情報であるが、河川によってはその他の情報も提供される

- ・ 夜間における要配慮者の避難が想定される場合など、時間帯に対応した体制が考慮されているか

3. 避難準備・高齢者等避難開始等の発令が無い場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料が設定されているか（特に、洪水予報、土砂災害に関する情報等が活用されているか）

【着眼点】

- 避難準備・高齢者等避難開始の発令の目安となる氾濫警戒情報（※洪水予報のみ）及び大雨警報（土砂災害）や、避難勧告の発令の目安となる氾濫危険情報及び土砂災害警戒情報についても防災体制の判断材料として利用されているか

（目安の例）

- |   |                                  |   |
|---|----------------------------------|---|
| { | 氾濫警戒情報、大雨警報（土砂災害）・・・要配慮者の避難誘導の目安 | } |
|   | 氾濫危険情報、土砂災害警戒情報・・・施設内全ての避難の目安    |   |

## （イ）避難誘導

次の3つの項目に注意して内容を確認します。

1. 避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか

【着眼点】

- 移動に伴うリスクを踏まえ、「近隣の安全な場所<sup>5</sup>」への避難や「屋内安全確保<sup>6</sup>」がとれるよう、緊急度合いに応じた複数の避難先が確保されているか
- 設定されている避難先（指定緊急避難場所、近隣の安全な場所、屋内安全確保）が、利用者の移動に伴うリスクや避難にかかる時間等を踏まえた実効性のあるものになっているか

<sup>5</sup> 指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等（「避難勧告等に関するガイドライン」より）

<sup>6</sup> その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動（「避難勧告等に関するガイドライン」より）

(確認方法の例)

国または都道府県にて公表している洪水浸水想定区域図<sup>\*</sup>を参照し、避難場所における想定浸水深と避難場所の高さを比較

※各都道府県にて公表している他、国土交通省では以下の情報を公開している

情報	概要	参照先
ハザードマップポータルサイト	洪水、内水、土砂災害等の各種ハザードマップを任意地点について閲覧できるページや、市区町村別にまとめて整理した情報サイト	<a href="http://disportal.gsi.go.jp/">http://disportal.gsi.go.jp/</a>
浸水ナビ	浸水想定区域図を電子地図上に表示するもので、各地点の詳細な浸水深や堤防決壊点からの浸水到達時間がわかる	<a href="http://suiboumap.gsi.go.jp/">http://suiboumap.gsi.go.jp/</a>

**2. 避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に設定されているか**

【着眼点】

- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、施設の災害リスク情報を踏まえたルート設定となっているか
- 避難ルートの途中に通行止め等の障害が発生する可能性を踏まえ、複数の避難ルートを検討しておくこと

(確認事項の例)

- ・悪天時でも避難可能なルートとなっているか(内水氾濫や土砂災害)の可能性のある地域やアンダーパス、豪雨時に通行止めとなるようなルートを回避しているか
- ・浸水までのリードタイムが無い中での屋外避難となっていないか
- ・夜間の行動が求められる場合、夜間であることによる危険な経路となっていないか

**3. 必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されているか**

(着眼点)

- 職員のみでの避難誘導に支障がある場合、地域の支援が得られるよう<sup>7</sup>事前に調整されているか

<sup>7</sup> 避難勧告等に関するガイドライン①(避難行動・情報伝達編)1.2.2 施設管理者等の避難行動の原則「…さらに、要配慮者利用施設の管理者等は、市町村や消防団、居住者等の地域社会とも連携を図り、避難時に地域の支援を得られるようにする等の工夫をすることが望ましい。」

## (ウ) 施設整備

次の3つの項目に注意して内容を確認します。

### 1. 洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報入手するための設備が記載されているか

#### 【着眼点】

- 市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう設備が整っているか

#### (確認事項の例)

- 〔 ・ファックス、携帯電話、テレビ等、情報を入手するための設備が記載されているか  
・市町村から洪水予報、土砂災害に関する情報等の伝達を受ける機材については、その旨を計画に明示しているか (例：ファックス>市町村からの情報受信用) 〕

### 2. 夜間に避難を行うことが想定される場合、そのために必要な設備が記載されているか

#### 【着眼点】

- 電池式照明器具や、避難者が誘導員と識別しやすい誘導用ライフジャケット等が用意されているか

### 3. 屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資が確保されているか

#### 【着眼点】

- 要配慮者利用施設内での屋内安全確保を行う場合に備え、その滞在を行う日数・人数分の食料・飲料水等が確保されており、その記述があるか

#### (確認方法の例)

- 〔 浸水ナビ<sup>8</sup>で浸水継続時間を確認し、その日数分の物資の確保状況等をチェック 〕

<sup>8</sup> <http://suiboumap.gsi.go.jp/>

## (エ) 教育・訓練

次の項目に注意して内容を確認します。

### ○ 適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか

#### 【着眼点】

- 洪水予報、土砂災害に関する情報等の避難に必要な情報を収集及び共有するため、機器の操作や作業に係る訓練（情報伝達訓練）や、関連する教育の機会が設定されているか（本教育・訓練は自衛水防組織が設置されていれば省略可能）
- 施設が浸水に至るまでの限られた時間内に、要配慮者を避難場所まで安全に避難誘導するための訓練（避難誘導訓練）や、関連する教育の機会が設定されているか
- 水害や土砂災害の危険性が高まる出水期までに施設職員の対応力が高まるよう、出水期までの時期に教育・訓練が設定されているか
- 新規に採用された職員が対応できるよう、当該職員に対する教育・訓練の機会が設定されているか
- 施設関係者以外の協力者が参画した避難誘導等が有効に行われるよう、必要な教育・訓練の機会を当該協力者向けに用意しているか

#### （情報伝達に係る教育・訓練の例）

〔洪水予報、土砂災害に関する情報をファックス等で受信し、それをもとに関係者に内容を伝達、またその後の防災体制について関係者への伝達を図ることを目的とした情報収集・伝達に係る講習や訓練の実施〕

#### （避難誘導に係る教育・訓練の例）

〔あらかじめ設定された避難場所、避難経路及び誘導方法に基づき、実際に避難行動を行うための講習や避難訓練の実施〕

## (オ) 自衛水防組織

自衛水防組織の設置は努力義務として規定されています。自衛水防組織が設置されている場合、次の項目に注意して内容を確認します。

### ○ 自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか

#### 【着眼点】

- 自衛水防組織を統括する①統括管理者が記載されているか

- 少なくとも「洪水予報等の収集及び伝達」、「要配慮者の避難誘導」がそれぞれ②自衛水防組織の業務として規定されているか
- 内部組織（〇〇班など）を編成する場合、内部組織のそれぞれの業務内容・活動範囲が明確に区分され、③内部組織毎に必要な要員と統括する者が記載されているか
- 自衛水防組織の構成員に対する④教育・訓練が（エ）の教育・訓練に準じて設定されているか

【補 足】

① 統括管理者が記載されているか

- 計画への記載は必須ではないが、自衛水防組織を設置した場合、統括管理者名の記載された資料を計画に添付することが望ましい

（水防法第 15 条の 3 第 2 項関係）

要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。

（水防法施行規則第 13 条及び 17 条関係）

自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない  
統括管理者は、自衛水防組織を統括する

（水防法施行規則第 15 条及び 17 条関係）

法第 15 条の 3 第 2 項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 統括管理者の氏名及び連絡先
- 二 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置
- 三 洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

② 「洪水予報等の収集・伝達」、「要配慮者の避難」が自衛水防組織の業務として規定されているか

- 自衛水防組織の業務のリストとして、洪水予報等の収集及び伝達に関すること、要配慮者の避難誘導に関することが記載されているか

（水防法施行規則第 16 条関係）

避難確保計画の自衛水防組織においては、次の事項を定めなければならない

- イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災の被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関すること

③ 内部組織毎に必要な要員と統括する者が記載されているか

- 例えば情報伝達班、避難誘導班を設置した場合、それぞれの班ごとに区分し

て活動内容が記載されているか

- 計画への記載は必須ではないが、各班の班長及び班員名を記載した資料を計画に添付することが望ましい

(水防法施行規則第 13 条及び 17 条関係)

〔自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする〕

④ 教育・訓練が設定されているか

- 「(エ) 教育・訓練」に記載のとおり

## **(参考)**

### **○水防法上の義務等について**

水防法により市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設では、以下の事項を行うことが規定されています。

#### **【市町村の事務】**

- ・ 洪水予報または水位到達情報（以下、「洪水予報等」とする）について、施設の所有者または管理者（以下、「管理者等」とする）への伝達（水防法第 15 条第 2 項）
- ・ 施設に自衛水防組織が設置されている場合、洪水予報等の自衛水防組織の構成員への伝達（水防法第 15 条第 2 項）
- ・ 避難確保計画が未作成の施設に対する、作成に係る指示（水防法第 15 条の 3 第 3 項）
- ・ 避難確保計画の作成に係る指示を行った施設が正当な理由がなくその指示に従わない場合の公表（水防法第 15 条の 3 第 4 項）

#### **【要配慮者利用施設の事務】**

- ・ 避難確保計画の作成の義務及び作成した計画の市町村への報告義務（水防法第 15 条の 3 第 2 項）
- ・ 避難確保計画に基づく訓練の実施の義務（水防法第 15 条の 3 第 1 項）
- ・ 自衛水防組織の設置の努力義務及び設置した場合の市町村への報告義務（水防法第 15 条の 3 第 2 項）

### **○土砂災害防止法上の義務等について**

土砂災害防止法により市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設では、以下の事項を行うことが規定されています。

#### **【市町村の事務】**

- ・ 土砂災害に関する情報、予報及び警報について、要配慮者利用施設への伝達（土砂災害防止法第 8 条第 2 項）
- ・ 避難確保計画が未作成の施設に対する、作成に係る指示（土砂災害防止法第 8 条の 2 第 3 項）
- ・ 避難確保計画の作成に係る指示を受けた施設が正当な理由がなくその指示に従わない場合の公表（土砂災害防止法第 8 条の 2 第 4 項）

### 【要配慮者利用施設の事務】

- ・ 避難確保計画の作成の義務及び作成した計画の市町村への報告義務（土砂災害防止法第8条の2第2項）
- ・ 避難確保計画に基づく訓練の実施の義務（土砂災害防止法第8条の2第5項）

## ○「避難確保計画」に記載が求められる事項について

### <水防法>

水害に関する避難確保計画は、水防法施行規則第16条により以下の事項を記載することが求められます。

- (ア) 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- (イ) 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- (ウ) 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- (エ) 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- (オ) 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
  - (1) 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災の被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事
  - (2) 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事
  - (3) その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- (カ) 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

### <土砂災害防止法>

土砂災害に関する避難確保計画は、土砂災害防止法施行規則第5条の2により以下の事項を記載することが求められます。

- (ア) 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項
- (イ) 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の避難の誘導に関する事項
- (ウ) 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- (エ) 要配慮者利用施設における急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合におけ

る要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

なお、避難確保計画に記載する内容は、「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」<sup>9</sup>において整理してありますので、本マニュアルとあわせ、適宜参照をお願いします。

---

<sup>9</sup> 「要配慮者利用施設(医療施設等を除く)に係る避難確保計画作成の手引き(洪水・内水・高潮編)」  
「医療施設等(病院、診療所、助産所、介護老人保健施設等)に係る避難確保計画作成の手引き(洪水・内水・高潮編)」  
「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」